

社会福祉法人清和園 役員等報酬支給基準

(目的)

第1条

この規程は、社会福祉法人清和園（以下「法人」という。）定款第9条および第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条

役員等には、勤務形態に応じて、常勤・非常勤役員等共に業務に応じた報酬を支給することとし、当法人の常勤職員を兼ね、職員給与を支給している者以外への賞与及び退職手当は支給しない。

(報酬等の算定方法)

第3条

常勤・非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 理事会、評議員会、監事会、各種委員会等に出席した場合の交通費は1回あたり3,000円を支給する。遠隔地から出席の場合は、役員費用弁償に関する規程に基づき、別途支給する。
- (3) 役員等が職務のため出張をしたときは、役員費用弁償に関する規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。
- (4) 報酬等は、源泉所得税を控除して支給する。

(当法人職員給与との併給)

第4条

当法人の常勤職員を兼ね、職員給与を支給している者への役員等報酬は、支給しない。

(報酬等の支給方法)

第5条

役員等に対する報酬等の支給時期は、当該会議等に出席した都度、翌月20日、役員等の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことにより支給する。

(公表)

第6条

当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条

この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第8条

この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

別表 1（常勤・非常勤役員等の報酬）

(1) 評議員

| | 日 額 |
|---------------------|---------|
| 評議員会等への出席 | 30,000円 |
| 上記の他、法人及び施設業務のための出勤 | 30,000円 |

(2) 理事

| | 日 額 |
|---------------------|---------|
| 理事会、評議員会等への出席 | 30,000円 |
| 上記の他、法人及び施設業務のための出勤 | 30,000円 |

(3) 監事

| | 日 額 |
|---------------------|---------|
| 理事会、評議員会、監事監査等への出席 | 30,000円 |
| 上記の他、法人及び施設業務のための出勤 | 30,000円 |